

佐賀県産業スマート化センター設置要領

1 設置の目的

県内企業の生産性向上や新たなビジネスの創出を図るため、AI や IoT といった先進技術の導入支援や県内 IT 産業の成長支援を行うため、佐賀県産業スマート化センターを設置する。

2 設置場所・開所日時

佐賀県産業スマート化センターを次の場所に設置し、開所日時は次のとおりとする。

(1) 設置場所

佐賀県工業技術センター（佐賀市鍋島八戸溝 114） 生産技術棟内

会場名	場 所
ミーティングルーム（事務室）	「共同開発室 3」を使用
ショールーム（AI・IoT 等について体験できる場）	「共同開発室 2」を使用
セミナールーム（セミナー・イベント・研修等に活用できる会議室）	「基礎技術共同開発室」を工業技術センターと共同使用

※資料「佐賀県工業技術センター図面」参照

(2) 開所日時

開所日：佐賀県工業技術センターの開所日に準じることを原則とする。

開所時間：9 時～17 時を原則とする。

※ただし、展示替えやイベント出展等によりやむを得ない場合は、県と協議のうえ、閉所とすることができる。

3 設置期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

佐賀県産業スマート化センターでは次の業務に取り組むこととし、業務の具体的な内容は、企画提案の公募による提案事項によるものとする。

(1) AI や IoT といった先進技術に関するセミナー・イベント・研修・展示会・交流会等の開催

AI や IoT といった先進技術や新ビジネス創出に係る意識改革セミナーやハンズオン・人材育成研修、イベント、視察、展示会、交流会等を企画・開催に必要な業務を実施する。

(2) 佐賀県産業スマート化センターの運営企画及び管理業務

①佐賀県産業スマート化センターの運営企画

総合受付、利用企業等が AI や IoT といった先進技術の自社への応用領域を探索することができる場・サービスの構想企画・整備・提供、AI や IoT といった先進技術の導入に関する相談窓口の開設、技術導入意向がある利用者とソリューションベンダー等とのビジネスマッチング支援、サテライト拠点との連携協力、佐賀県産業スマート化センターの運営方法（事前予約制等）に関する企画、運営に伴う職員配置等

②佐賀県産業スマート化センターの運営管理

・施設及び備品等の維持・管理

佐賀県産業スマート化センターの設置に必要な建物備品及び物品等の設置・維持管理、通信費等の支払

- ・職員の資質向上
 - ・広報
 - ・その他、佐賀県産業スマート化センターの管理運営に必要な一切の業務
- (3) 佐賀県産業スマート化センターの実施体制
- ①佐賀県産業スマート化センター運営責任者（1名）
佐賀県産業スマート化センターの運営全体を統括し、管理する責任者を配置する。
本職は、「6 事業の進捗管理」に掲げる事業計画や事業の実施状況等を佐賀県産業企画課へ報告するとともに、「佐賀県産業スマート化センター連絡調整会議」を定期的に開催し、関係者との円滑な連携や、本事業の事業実施における調整等を行うものとする。
- ②アドバイザー（1名以上）
県内の企業情報に精通するとともに、県内及び国内・外の産業向けソリューションに対する知見・経験、ないしはそれらに精通した有識者等との豊富で良好な関係を有する者とする。
- ③その他
「2 設置場所・開所日時」に定める開所時間において「1 設置の目的」を達成できる体制を整備することとする。
- (4) 関係機関等との連携
佐賀県工業技術センターや、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター、国立研究開発法人産業総合研究所等のハブ的施設、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、県内商工団体、その他サテライト拠点等と連携し、AI や IoT といった先進技術導入等に関する課題解決に当たる。

5 業務の実施方法

本業務は、佐賀県が、次の要件を満たす民間団体又はそれらの団体で構成される共同事業体に委託して実施する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 審査会の日から 6 か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 契約の際に、別記「個人情報取扱特記事項」を了承していること。

6 業務の進捗管理

本業務の進捗管理は、次のとおり実施する。

(1) 県による進捗管理

当該業務の受託者は、佐賀県産業スマート化センター運営責任者を通じて月1回以上本事業の実施状況等について佐賀県産業企画課へ報告し、佐賀県産業企画課は内容の確認や事業の進捗管理を行う。また、必要に応じて指導や助言、協議等を行う。

(2) 佐賀県産業スマート化センター運営連絡調整会議による進捗管理

佐賀県産業スマート化センターで実施する事業に関して関係者間の円滑な連携を図るため、佐賀県産業スマート化センター運営連絡調整会議を設置し、定期的を開催する。

佐賀県産業スマート化センター運営連絡調整会議は、受託者が定期的で開催し、受託者、佐賀県産業労働部の産業企画課や佐賀県工業技術センターなどの関係各課で構成する。また、必要に応じて佐賀県庁内関係課、公益財団法人佐賀県産業支援センター等の関係機関等、サテライト拠点の管理責任者にもオブザーバーとして参加を求めることができるものとする。

当該事業の受託者が佐賀県産業スマート化センター運営責任者を通じて佐賀県産業企画課へ報告する実施状況等は、佐賀県産業スマート化センター運営連絡調整会議において共有され、必要に応じて佐賀県産業スマート化センター運営連絡調整会議からも指導や助言、協議等を行う。

7 その他

- (1) 佐賀県産業スマート化センターに配置される職員（アドバイザー等）が通勤のために使用する佐賀県工業技術センターの駐車場使用料は徴収しない。
- (2) この要領に定めるもののほか、業務の実施にあたり必要となる事項については別に定める。